

## 公共牧場機能強化等体制整備事業費補助金交付等要綱

制 定 令和4年4月1日付け3畜産第1691号  
最終改正 令和5年4月1日付け4畜産第2382号  
農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知

### (趣旨)

第1 昨今、国際情勢の変動による輸入飼料の価格高騰や不安定な供給状況が顕在化しており、飼料自給率の向上が喫緊の課題となっている。また、国内外において我が国の畜産物に対する需要が高まる中、これに対応するため、牛肉等畜産物の国内生産の一層の拡大が必要となっている。

本事業では、国内の飼料生産基盤に立脚した足腰の強い畜産経営への転換を図るとともに肉用牛経営の生産基盤の強化に資するため、公共牧場・試験場等が有する広大な草地と高い技術力をフル活用し、省力的かつ低コストに国産飼料を生産・供給する取組及び優良な和牛を増産する取組を支援する。

### (通則)

第2 公共牧場機能強化等体制整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所に委任した件（平成18年6月20日農林水産省告示第881号）に定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第3 補助金は、公共牧場・試験場等が有する広大な草地と高い技術力をフル活用し、省力的かつ低コストに国産飼料を生産・供給する取組及び優良な和牛を増産する取組を推進することにより、我が国の飼料自給率の向上及び肉用牛経営の生産基盤の強化を図ることを目的とする。

### (定義)

第4 本事業における用語については、次のとおりとする。

(1) 「公共牧場」とは、草地や施設等を共同利用する牧場であつて、地方公共団体、農業協同組合、牧野組合等が管理規程を定めて管理運営するもの（地方公共団体等

が和牛等の育種改良・増殖等を行う試験場等を含む。)をいう。

(2) 「強化計画」とは、国産飼料の生産・供給及び優良和牛の増産に向けて公共牧場の草地や施設等の機能強化を図るための具体的な取組について事業実施主体が策定する公共牧場機能強化等体制整備計画をいう。

(3) 「高資質和子牛」とは、和子牛のうち、脂肪交雑の期待育種価並びに枝肉重量、ロース芯面積、バラ厚、皮下脂肪厚及び歩留基準値のうち1つ以上の形質の期待育種価が、当該公共牧場が所在する都道府県等において上位2分の1以上であるものをいう。

(事業の内容)

第5 本事業は公共牧場において実施するものとし、事業の内容は次に掲げるとおりとする。

(1) 強化計画の策定

(2) 公共牧場機能強化等体制整備

ア 国産飼料の生産・供給

イ 優良和牛の増産

2 本事業において実施する事業の事業実施主体は次の各号に掲げるいずれかに該当するものとする。なお、農業者の組織する団体の場合は、3戸以上の農業者により構成されているものとする。

(1) 地方公共団体

(2) 農業協同組合又は農業協同組合連合会

(3) 公社

(4) 農事組合法人

(5) 農事組合法人以外の農地所有適格法人

(6) 特定農業団体

(7) 農業者の組織する団体

(8) 農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）が別に定める者

(交付対象経費及び補助率)

第6 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、事業実施主体（以下「補助事業者」という。）が行う第5第1項に掲げる事業内容から構成される公共牧場機能強化等体制整備事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

(流用の禁止)

第7 別表の区分の欄に掲げる国産農産物生産基盤強化等対策事業費補助金と国産農産物生産基盤強化等対策整備費補助金の相互間における経費の流用をしてはならない。

(申請手続)

- 第8 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を地方農政局長（補助事業者の主たる事務所が北海道に所在する場合にあつては北海道農政事務局長、補助事業者の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあつては内閣府沖縄総合事務局長。補助事業者の主たる事務所がその他の都府県に所在する場合にあつては所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。
- 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

- 第9 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長が別に通知する日までとする。

(事業実施計画)

- 第10 補助事業者は、畜産局長が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、あらかじめ地方農政局長と調整の上、交付申請書に添付するものとする。
- 2 別表の重要な変更の欄に掲げる変更該当するときは、変更後の事業実施計画書を作成し、第15第1項の規定による変更等承認申請書に添付するものとする。
- 3 補助事業者は、本事業の実施に当たっては、過剰とみられるような施設等の整備を排除する等、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。
- 4 第5第1項第2号の取組を行うに当たって施設等の整備を行う補助事業者は、事業実施計画の作成に当たり、畜産局長が別に定めるところにより費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分に検討するものとする。

(交付決定の通知)

- 第11 地方農政局長は、第8第1項の規定による交付申請書の提出があつたときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。
- 2 第8第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

- 第12 補助事業者は、第8第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第

11 第 1 項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して 15 日以内にその旨を記載した取下書を地方農政局長に提出しなければならない。

(契約等)

第 13 補助事業者（地方公共団体は除く。以下第 2 項及び第 3 項において同じ。）は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、地方農政局長にあらかじめ届け出なければならない。

2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

3 補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第 2 号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(債権譲渡等の禁止)

第 14 補助事業者は、第 11 第 1 項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、地方農政局長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第 15 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第 3 号による変更等承認申請書を地方農政局長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第 16 に定める軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第 16 に定める軽微な変更を除く。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて地方農政局長の承認を受けることができる。

3 地方農政局長は、前 2 項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(軽微な変更)

第 16 交付規則第 3 条第 1 号イ及びロに規定する大臣が別に定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外のものとする。

(事業遅延の届出)

第 17 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第 4 号による遅延届出書を地方農政局長に提出し、その指示を受けなければならない。

2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

#### (状況報告)

第 18 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の 12 月末日現在において、別記様式第 5 号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の 1 月 31 日までに地方農政局長に提出しなければならない。ただし、別記様式第 6 号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項による報告のほか、地方農政局長は、補助事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

#### (概算払)

第 19 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第 6 号の概算払請求書を地方農政局長及び官署支出官（北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあつては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあつては総務部長をいう。）宛てに提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

#### (実績報告)

第 20 交付規則第 6 条第 1 項の別に定める実績報告書は別記様式第 7 号のとおりとし、補助事業者は補助事業が完了したとき（第 15 第 1 項による廃止の承認があつたときを含む。以下同じ。）は、その日から 1 月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は、翌年度の 6 月 10 日）までに、実績報告書を地方農政局長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の 4 月 30 日までに別記様式第 8 号により作成した年度終了実績報告書を地方農政局長に提出しなければならない。

3 第 8 第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第 8 第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項により減額した場合にあつて

は、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第9号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長に報告するとともに、地方農政局長による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長に報告しなければならない。

#### (補助金の額の確定等)

第21 地方農政局長は、第20第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

2 地方農政局長は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日(地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日)以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### (額の再確定)

第22 補助事業者は、第21第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方農政局長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第20第1項に準じて提出するものとする。

2 地方農政局長は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第21第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 第21第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

#### (事業の評価)

第23 補助事業者は、畜産局長が別に定めるところにより、事業実施計画における成果目標及び目標年度の設定、当該成果目標の達成状況の評価等、適切な事業評価を行うものとする。

#### (交付決定の取消等)

第24 地方農政局長は、第15第1項第3号の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第11第1項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長の処

分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 地方農政局長は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 地方農政局長は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第21第3項の規定（括弧書を除く。）を準用する。

(財産の管理等)

第25 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第26 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第5号の大臣が定める財産は、牛及び草地とする。

3 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条により定める処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。なお、草地については5年間とする。

4 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長の承認を受けなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第8第1項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第11第1項の規定による交付決定通知をもって、次の条件によ

り地方農政局長の承認を受けたものとみなす。

- (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること
  - (2) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと
- 6 第4項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

#### (残存物件の処理)

第27 補助事業者は、補助事業等が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を地方農政局長に報告しその指示を受けなければならない。

#### (補助金の経理)

第28 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第10号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 前3項及び第29に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

#### (補助金調書)

第29 補助事業者のうち地方公共団体にあつては、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第11号による補助金調書を作成しておかなければならない。

#### (電子情報処理組織による申請等)

第30 補助事業者は、第8第1項の規定による交付の申請、第12の規定による申請の取下げ、第15第1項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第18の規定による状況報告、第19の規定による概算払請求、第20第1項による実績報告、第20第2項による年度終了実績報告、第20第4項による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告及び第26第4項の規定による財産の処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「eMAFF」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、eMAFFを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に

添付すべきとされている書類について、当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

- 2 補助事業者は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、eMAFFにより提供する様式によるものとする。
- 3 地方農政局長は、第1項の規定により交付申請等が行われた補助事業者に対する通知、承認、指示及び命令については、補助事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、eMAFFを使用する方法によることができる。
- 4 補助事業者が第1項の規定によりeMAFFを使用する方法により交付申請等を行う場合は、eMAFFのサービス提供者が別に定めるeMAFFの利用に係る規約に従わなければならない。

#### (助成)

第31 国は、本事業の実施に必要となる経費について、畜産局長が別に定めるところにより、予算の範囲内で、補助事業者に助成するものとする。

#### (事業実施状況の報告)

第32 補助事業者は、畜産局長が別に定めるところにより、本事業の実施状況を地方農政局長に報告するものとする。

#### (事業評価の報告)

第33 補助事業者は、畜産局長が別に定めるところにより、本事業の事業評価を取りまとめ、地方農政局長に報告するものとする。

#### (他の施策との関連)

第34 本事業の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

##### (1) 家畜共済の積極的活用

補助事業者は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、公共牧場及び公共牧場に牛を預託する農家に対し、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく家畜共済への積極的な加入を促すものとする。

##### (2) みどりのチェックシートの実践

補助事業者は、事業対象の公共牧場が「畜産における「みどりのチェックシート」及び解説書について」（令和4年10月31日付け4畜産第1660号農林水産省畜産局企画課長通知）で定めたチェックシートの取組内容について、自らその生産活動の点検を行っていることを確認するものとする。

##### (3) 労働安全の確保

補助事業者は、公共牧場の作業従事者に対し、労働安全に関する講習会等に参加させるよう努めるものとする。

##### (4) 農業共済及び保険の活用

本事業により機械・施設等を整備する場合にあつては、天災等による被災した際に円滑な施設等の補修及び再取得が可能となるよう国の共済制度や民間事業者の損

害補償保険（天災等に対する補償）、動産総合保険（盗難補償）等の保険に加入するよう努めるものとする。

(5) 重複助成の禁止

補助事業者は同一年度に本事業の助成対象経費について、国又は独立行政法人が助成する他の事業による助成を受けることができないものとする。

(6) 農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン

スマート農機、農業ロボット（ほ乳ロボット等）、ほ場や牛の情報を取得する IoT 機器等を導入する場合、そのシステムサービス提供者が「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」（令和 2 年 3 月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、補助事業者（補助事業者以外の者に貸し付ける場合にあつては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結することとする。

(7) オープン API

農機が取得する位置情報及び作業時間に関するデータ（以下「農機データ」という。）について、補助事業者が当該データを当該農機メーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、本事業によりトラクター又はコンバインを導入する場合は、当該農機メーカーが API (Application Programming Interface) を自社の web サイトや農機データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を令和 4 年度末までに整備しているメーカーのものを選定することとする。

なお、トラクター、コンバインのメーカーのうち、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、これにあたらぬ。

(委任)

第 35 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については、畜産局長が別に定めることとする。

附 則（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 畜産第 1691 号）

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、公共牧場機能強化等体制整備事業費補助金交付要綱（令和 3 年 4 月 1 日付け 2 生畜第 2333 号農林水産事務次官依命通知）及び公共牧場機能強化等体制整備事業実施要綱（令和 3 年 4 月 1 日付け 2 生畜第 2334 号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。
- 3 2 による廃止前の公共牧場機能強化等体制整備事業費補助金交付要綱及び公共牧場機能強化等体制整備事業実施要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 4 月 1 日付け 4 畜産第 2382 号）

- 1 この改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 1 による改正前の本要綱に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

別表 (第6関係)

区分	経費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 国産農産物生産基盤強化等対策事業費補助金	<p>1 強化計画の策定 検討会の開催、現地調査等の取組に要する経費</p> <p>2 公共牧場機能強化等体制整備 (1) 国産飼料の生産・供給 ア 国産飼料の生産・供給体制の構築 飼料生産組織等との連携及び飼料の安定供給に係る検討会開催等の取組に要する経費</p> <p>イ 国産飼料の生産・供給に必要な草地の改良等に要する経費</p> <p>ウ 国産飼料の生産・供給に必要な機械等の導入に係る経費</p> <p>(2) 優良和牛の増産 ア 和子牛供給体制強化を図るために必要な繁殖雌牛等の導入に要する経費</p> <p>イ 和子牛供給体制強化に必要な草地の改良に要する経費</p> <p>ウ 和子牛供給体制強化を図るために必要な機械等の導入に係る経費</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>1/2以内 (10a当たり1.5万円を限度とする。なお、施工が完了する前に、自然災害による土壌流出その他やむを得ない理由により再施工が必要と地方農政局長等が認める場合は、この限りでない。)</p> <p>1/2以内</p> <p>1/2以内 (1頭当たりの補助額の上限は、肉専用種妊娠牛については27.5万円、繁殖に供する雌牛については17.5万円とする。)</p> <p>1/2以内 (10a当たり1.5万円を限度とする。なお、施工が完了する前に、自然災害による土壌流出その他のやむを得ない理由により再施工が必要と地方農政局長等が認める場合は、この限りでない。)</p> <p>1/2以内</p>	<p>1 補助率が異なる経費ごとの相互間における経費の増減</p>	<p>1 事業の中止又は廃止</p> <p>2 事業実施地区の変更</p> <p>3 補助事業者の組織の改編に伴う名称等の変更</p> <p>4 成果目標の変更</p> <p>5 総事業費の30%を超える増及び国庫補助金の増</p> <p>6 総事業費及び国庫補助金の30%を超える減</p>
	2 国産農産物生産	1 公共牧場機能強化等体制整備		

基盤強化 等対策整 備費補助 金	(1) 国産飼料の生産・供給 国産飼料の生産・供給 に必要な施設等の改修・ 整備に要する経費	1 / 2 以内		
	(2) 優良和牛の増産 和子牛供給体制強化を 図るために必要な施設等 の改修・整備に要する経 費	1 / 2 以内		

別記様式第1号（第8関係）

〇〇年度公共牧場機能強化等体制整備事業費補助金  
交付申請書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿  
(北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

住 所  
補助事業者名称  
代表者氏名

〇〇年度において、下記のとおり公共牧場機能強化等体制整備事業を実施したいので、公共牧場機能強化等体制整備事業費補助金交付等要綱第8の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画

3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要 する経費 (A) + (B) 円	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金 (A) 円	その他 (B) 円	
合 計				

(注1) 区分欄には、別表の区分欄及び経費の欄に掲げる経費毎に記載すること。

(注2) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- 免税事業者
- 簡易課税制度の適用を受ける者
- 地方公共団体の一般会計
- 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人

格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となる  
ことが確実に見込まれるもの

4 事業完了予定年月日 年 月 日

5 事業着工 年 月 日  
文書番号

(交付決定前に着工した場合について、着工年月日及び着工届の文書番号を記載すること。)

6 添付書類

- (1) 事業実施計画書
- (2) 定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）
- (3) 委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）

(注1) この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成すること。

(注2) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(注3) 添付書類のうち定款、寄付行為等について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURL等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

(注4) 地方農政局長が内容確認のため必要と判断した資料については求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。

別記様式第2号（第13関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔補助事業者〕 殿

所 在 地  
商号又は名称  
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

## 別記様式第3号（第15関係）

### 〇〇年度公共牧場機能強化等体制整備事業費補助金 変更等承認申請書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）

住 所  
補助事業者名称  
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあつた事業について、下記のとおり〇〇（注1）したいので、公共牧場機能強化等体制整備事業費補助金交付等要綱第15の規定に基づき申請する。

#### 記

（記載要領）

（注1）〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

（注2）記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」）と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があつたものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

（注3）添付書類のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第4号（第17関係）

〇〇年度公共牧場機能強化等体制整備事業費補助金  
遅延届出書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）

住 所  
補助事業者名称  
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあつた事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となつた）ため、公共牧場機能強化等体制整備事業費補助金交付等要綱第17の規定に基づき届け出ます。

記

1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となつた）理由

2 補助事業の遂行状況

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

（注1）括弧内は、該当するものを記載すること。

（注2）補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

（注3）記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

（注4）添付書類のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第5号（第18関係）

〇〇年度公共牧場機能強化等体制整備事業費補助金  
事業遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿  
(北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

住 所  
補助事業者名称  
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあつた事業について、公共牧場機能強化等体制整備事業費補助金交付等要綱第18の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

(注1)「区分」の欄には、別記様式第1号の記の3の表の区分欄に記載された事項について記載すること。

(注2)「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

(注3) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあつては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(注4) 添付書類のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第6号（第19関係）

〇〇年度公共牧場機能強化等体制整備事業費補助金  
概算払請求書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿  
（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）

官署支出官 殿  
（第19第1項に定める官署支出官名を記入）

住 所  
補助事業者名称  
代表者氏名

〇年〇月〇日付け〇第〇号で補助金の交付決定の通知のあつた事業について、公共牧場機能強化等体制整備事業費補助金交付等要綱第19の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。  
（また、併せて、〇〇年〇〇月〇〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。）

記

区分	補助事業に要する経費	国庫補助金(A)	既受領額(B)		遂行状況報告 〇年〇月 現在の 出来高	今回請求額(C)		残額(A)-(B)+(C)		事業完了 予定 年月日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日 現在の 予定 出来高	金額	〇月〇日 までの 予定 出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

- (注1) 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
- (注2) 括弧内は、第18第1項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。
- (注3) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- (注4) 添付書類のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第7号（第20第1項関係）

〇〇年度公共牧場機能強化等体制整備事業費補助金  
実績報告書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）

住 所  
補助事業者名称  
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、公共牧場機能強化等体制整備事業費補助金交付等要綱第20第1項の規定に基づき、その実績を報告する。

（また、併せて精算額として国産農産物生産基盤強化等対策事業費補助金（又は国産農産物生産基盤強化等対策整備費補助金）〇〇〇円の交付を請求する。）

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び実績
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に 要した経費 (A) + (B) 円	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金 (A) 円	その他 (B) 円	
合 計				

(注1) 区分欄には、別表の区分欄及び経費の欄に掲げる経費毎に記載すること。

(注2) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

- 4 事業完了年月日 年 月 日

5 収支精算

1 収入の部

区 分	本年度 精算額	本年度 予算額	比較増減		備考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度 精算額	本年度 予算額	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

※ 区分欄には、別表の経費欄の事業名を記載する。また、必要に応じて積算内容を記載する。

6 事業着工 年 月 日

文書番号

(交付決定前に着工した場合について、着工年月日及び着工届の文書番号を記載すること。)

7 添付書類

(注1) 添付書類については、支出証憑書類(支払経費ごとの内訳を記載した一覧表(別紙)及び領収書又は補助金調書の写し(地方公共団体のみ)を添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものだけに限り添付すること。(経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。)

(注2) 括弧内は、実績報告と同時に補助金の交付を請求する場合に記載すること。

(注3) 添付書類のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

(別紙)

支出証憑書類一覧表

費目	内容	数量	単価	金額	債権者名	納品 月日	請求 月日	支払 月日

(注1) 各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載し、又は帳簿の写しを添付すること。

(注2) 書類提出の時点で未払の場合には、予定月を記入すること。

別記様式第8号（第20第2項関係）

〇〇年度公共牧場機能強化等体制整備事業費補助金  
年度終了実績報告書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿  
(北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

住 所  
補助事業者名称  
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあつた事業について、公共牧場機能強化等体制整備事業費補助金交付等要綱第20第2項の規定に基づき、その実績を下記のとおり報告する。

記

補助事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	補助事業 に要する 経費 (A)	国 庫 補助金	(A) の うち年度 内支出済 額	概算払 受入済額	(A) の うち未支 出額	翌年度 繰越額	
	円	円	円	円	円	円	
翌年度繰越分 〇〇〇〇 〇〇〇〇							
年度内完了分 〇〇〇〇							
合 計							

- (注1) 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）
- (注2) 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- (注3) 繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

(注4) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(注5) 添付書類のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第9号（第20第4項関係）

〇〇年度公共牧場機能強化等体制整備事業費補助金  
の消費税仕入控除税額報告書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿  
（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）

住 所  
補助事業者名称  
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあつた国産農産物生産基盤強化等対策事業費補助金（又は国産農産物生産基盤強化等対策整備費補助金）について、公共牧場機能強化等体制整備事業費補助金交付等要綱第20第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- |                                 |                             |   |
|---------------------------------|-----------------------------|---|
| 1 適正化法第15条の補助金の額の確定額            | 金                           | 円 |
|                                 | （〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額） |   |
| 2 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額       | 金                           | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金                           | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2）                 | 金                           | 円 |

（注1）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。（補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、（3）の資料を除き添付不要。）

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

（1）消費税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）

- (2) 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
  - (3) 3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。）
  - (4) 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- (注2) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- (注3) 添付書類のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載  
[ ]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載  
[ ]

- (注1) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。  
なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。
- (1) 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書その他の、売上高を確認できる資料
  - (2) 新たに設立された法人であつて、かつ、免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
  - (3) 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）
  - (4) 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- (注2) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- (注3) 添付書類のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第 10 号 (第 28 関係)

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名 \_\_\_\_\_

事業実施年度 : 令和 年度				農林水産省所管補助金名 :												
事業 区分	事業の内容				工 期		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		摘要	
	事業種目	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月 日	竣工 年月 日	総 事業費	負担区分				耐 用 年 数	処分 制限 年月日	承認 年月 日		処分 の 内容
								国庫 補助金	都道 府県費	市町 村費	その 他					
							円	円	円	円	円					
	合 計															

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。  
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。  
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。  
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第11号（第29関係）

〇〇年度  
農林水産省所管

補助金調書

国			地方公共団体名										備考	
補助事業名	交付決定の額	補助率	歳入			歳出								
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額		
〇〇事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	円	
〇〇費														
〇〇費														
その他														

記載要領

- 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。